

# ○香川県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令

平成 12 年 12 月 26 日

警察本部訓令第 38 号

改正 平成 13 年 12 月 27 日本部訓令第 42 号、平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 18 年 1 月 12 日本部訓令第 1 号、平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号、平成 19 年 7 月 25 日本部訓令第 22 号、平成 23 年 3 月 25、平成 25 年 8 月 27 日本部訓令第 14 号日本部訓令第 1 号、平成 25 年 8 月 27 日本部訓令第 14 号、平成 29 年 3 月 23 日本部訓令第 6 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号

香川県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令

香川県警察職員懲戒取扱規程(昭和 29 年香川県警察本部訓令第 17 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 26 年香川県条例第 29 号)及び職員の懲戒の手續及び効果に関する規則(昭和 28 年香川県人事委員会規則第 4 号)に定めるもののほか、香川県警察職員の懲戒等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 警視正以上の階級にある警察官を除いた香川県警察職員をいう。
- (2) 監督者 職員を監督する地位にある者をいう。
- (3) 所属長 香川県警察組織規則(平成 12 年香川県公安委員会規則第 7 号)第 39 条に規定する課長、隊長及び所長以上の職にある者又は香川県警察学校長若しくは警察署長をいう。

(規律違反)

第 2 条 職員が地方公務員法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、これを規律違反とする。

(規律違反の申立て)

第 3 条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に申し立てることができる。

(職員の責務)

第 3 条の 2 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員(次条に規定する監督者及び第 4 条に規定する所属長を除く。)は、それぞれ当該各号に掲げる者に速やかにその旨を報告するよう努めなければならない。

- (1) 自らが属する所属の職員 所属長又は監察事務の担当者

(2) その他の職員 監察事務の担当者  
(監督者の責務)

第3条の3 監督する職員に規律違反があると認める監督者(所属長を除く。)は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、別記様式第1号の報告書により、直ちにその旨を監察事務の担当者に報告しなければならない。

(監察事務担当者の責務等)

第5条 監察事務の担当者は、職員に規律違反があると認める場合は、直ちに事実を調査し、当該職員に規律違反があることが明らかになったときは、別記様式第1号の2の申立書に次に掲げる証拠及び別記様式第2号の身上調査書を添えて、警察本部長に申し立てなければならない。

(1) 本人の聴取書又は始末書。ただし、本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは、  
事実調査書

(2) 関係人の聴取書又は陳述書

(3) 申告に係るものについては、その申告の種類

(4) その他の証拠

2 監察事務の担当者は、前項第1号の聴取書の作成に当たっては、当該職員から当該事実に関する弁明の聴取を十分に行うよう努めなければならない

3 香川県警察職員は、第1項の規定による調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第6条 警察本部長の諮問に応じ、懲戒処分の要否、種類及び程度に関する審査を行うため、香川県警察本部に懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には香川県警察本部警務部長、委員には香川県警察本部警務部長以外の部長の職にある者及び香川県警察本部警務部首席監察官の職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第8条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、香川県警察本部警務部監察課において処理する。

(委員長への委任)

第 11 条 第 6 条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委員会への諮問)

第 12 条 警察本部長は、第 3 条又は第 5 条第 1 項の規定による申立てを受けた場合において、委員会の審査に付する必要があると認めるときは、別記様式第 3 号の懲戒審査委員会諮問書に証拠を添えて、委員会に対し諮問するものとする。

(勤務に関する指示等)

第 13 条 警察本部長は、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、第 3 条又は第 5 条第 1 項の規定により申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）の勤務に関して所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例（昭和 29 年香川県条例第 28 号）第 2 条に規定する支給品又は同条例第 5 条に規定する貸与品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第 14 条 委員会は、警察本部長から諮問を受けたときは、速やかに審査を行われなければならない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。この場合において、委員会が必要と認めて被申立者、所属長その他関係者に出席を求めたときには、口頭審査を併せて行うことができる。

3 委員会は、審査に必要な事項について関係する所属長に調査を命じることができる。

4 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

5 委員長は、委員会の開催に支障があるとき、又は規律違反の内容により委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回り審査に付することができる。この場合において、その決定の方法は、第 9 条第 3 項の規定を準用する。

(除斥)

第 15 条 委員長及び委員は、被申立者が親族であるとき、又は口頭審査において規律違反の事実に関係する証人となったときは、当該審査に参加することができない。

(回避)

第 16 条 委員長及び委員は、審査に参加することが適当でないと認めるときは、その理由を明示して当該審査を回避することができる。

(委員会の答申等)

第 17 条 委員会は、審査を終了したときは、その結果について別記様式第 4 号の答申書により警察本部長に答申するものとする。

2 前項の規定による答申を受けた警察本部長は、当該答申を踏まえ、懲戒処分の要否、種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分の手続)

第 18 条 警察本部長は、懲戒処分を行う旨の決定をしたときは、速やかに懲戒処分を行うものとする。

2 警察本部長は、懲戒処分を行うときは、当該職員に対し、人事記録に関する規則（昭和 27 年香川県人事委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項に規定する人事異動通知書及び別記様式第 5 号の処分理由説明書を交付するものとする。

3 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定による教示は、前項の処分理由説明書の余白に、別記様式第 6 号（当該職員が技能職員（職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 5 号）第 16 条の 3 に規定する職員をいう。）の場合は、別記様式第 7 号）の例による教示文を記載して行うものとする。

（監督上の措置）

第 19 条 警察本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものでこれに対し懲戒処分を要しないと認める場合において、書面により将来を戒める必要があるときは、当該職員に監督上の措置を行い、又は所属長にこれを行わせるものとする。

2 前項の監督上の措置の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合に行うものとする。

（1）本部長訓戒 懲戒処分を要しないと認められる場合

（2）所属長訓戒 懲戒処分及び前号に掲げる措置を要しないと認められる場合

（3）本部長注意 懲戒処分及び前 2 号に掲げる措置を要しないと認められる場合

（4）所属長注意 懲戒処分及び前 3 号に掲げる措置を要しないと認められる場合

3 第 1 項の監督上の措置は、別記様式第 8 号の様式による書面を交付して行うものとする。

（懲戒処分簿等）

第 20 条 香川県警察本部警務部監察課長は、懲戒処分又は監督上の措置が行われたときは、その都度、次の各号に掲げる処分等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める簿冊に所要事項を記入し、整理保存しなければならない。

（1）懲戒処分 別記様式第 9 号の懲戒処分簿

（2）本部長訓戒及び所属長訓戒 別記様式第 10 号の訓戒簿

（3）本部長注意及び所属長注意 別記様式第 11 号の注意簿

附 則

1 この訓令は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に審査を要求されている事案の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 12 月 27 日本部訓令第 42 号）

この訓令は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 12 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 25 日本部訓令第 22 号）

この訓令は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 27 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（別記様式 省略）